

福津市いじめ防止基本方針

～ 子ども達の最善の利益を保障するために ～

「一人の子を粗末にするとき教育はその光を失う」これは、大正から昭和のはじめにかけて神興尋常高等小学校で教鞭をとられ、「東洋のペスタロッチ」とも称された安部清美先生が教育の理念として大切にされた言葉です。その教育は「愛の教育」「土の教育」「村の教育」とも呼ばれ、学校のみならず村民全体、すなわち地域を育てていこうとするものでした。

そして、現在、将来像「人も自然も未来につながるまち、**福津。**」の実現をめざす市には、「郷育カレッジ」「郷づくり」「コミュニティ・スクール」という人づくり・地域づくりブランドの仕組みがあり、互に連携・共働しながら「**志をもち、未来をたくましく切り開く子ども**」の育成、「行きたい学校・帰りたい家庭・住みたい地域」の確立をめざす教育活動、教育の光をすべての子どもに届け一人ひとりを見失わない教育活動に取り組んでいます。安部清美先生が提唱、推進された教育の理念が、今も福津市には脈々と息づいています。

福津市いじめ防止基本方針では、いじめ防止対策推進法の規定により実施すべき対策について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「福岡県いじめ防止基本方針」におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、いじめの問題に対する市内全ての小・中学校、市教育委員会、家庭、地域、関係機関等の役割や責任と、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明らかにしました。

いじめは、子どもの尊厳を脅かし、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

福津市と福津市教育委員会は、「いじめはしない・させない・許さない」、「いじめ“0”からいじめ“見逃し0”」の考え方を基本に、「いじめは未然防止と早期発見・早期対応が重要」であるとの姿勢のもと、①いじめを生まない教育活動の推進、②いじめの早期発見の取組の充実、③早期対応と継続的指導の充実、④インターネットや**SNS** ~~携帯電話~~を利用したいじめへの対応、⑤特に配慮が必要な児童生徒等への特性を踏まえた適切な支援、⑥地域・家庭との積極的連携、⑦関係機関との密接な連携を継続的に図ってまいります。

■ 目 次

1	福津市いじめ防止基本方針策定の意義	2
(1)	福津市いじめ防止基本方針策定の意義	2
(2)	いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2	いじめの定義及び防止等に関する考え方	3
(1)	いじめの定義と理解 《法におけるいじめの定義》	3
(2)	いじめ対応の構え	3
(3)	いじめの解消	4
3	市におけるいじめの防止等の対策と具体的内容	5
(1)	いじめの防止等に対する市の対策	5
(2)	対策の具体的内容	5
4	いじめの防止等に関する市の具体的考え方	9
(1)	いじめの防止等に関する教育活動の推進	9
(2)	いじめの未然防止のための取組（教職員の共通理解）	9
(3)	いじめの早期発見の取組の充実	10
(4)	いじめの早期対応と継続的指導の充実	11
(5)	地域・家庭との積極的連携	12
5	重大事態への対処	13
(1)	重大事態の意味	13
(2)	重大事態への対処として実施すべき事項	13
(3)	学校の設置者又は学校による調査	14
(4)	調査結果の提供及び報告	16
(5)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	17

1 福津市いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 福津市いじめ防止基本方針策定の意義

福津市(以下「市」という。)では、これまでいじめ問題の解決をめざして諸施策を講じ、取り組んできたところであるが、昨今のいじめの現状を考えると、より一層取組を強化する必要がある。

~~また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、依然としてインターネット上をはじめ、社会の様々な場面に於いて、医学的根拠に基づかない誤った認識や流言、偏見に基づいた誹謗中傷等の深刻な事案も発生し、県内でも医療従事者の子供が保育園の登園自粛を求められたり、人と接することの多い職業の従事者が誹謗中傷を受けたりするといった事案が発生している。~~

そこで、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、平成29年3月に国が改訂した「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)と平成30年2月に県が出した「福岡県いじめ防止基本方針」(以下「県の基本方針」という。)を参考に、市内全ての小・中学校において、いじめの防止等が、体系的かつ計画的に実施されるよう、平成30年5月に「福津市いじめ防止基本方針」(以下「福津市基本方針」という。)を策定するとともに、令和元年、令和2年及び令和4年に一部改訂した。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

このように、いじめ問題は、社会総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制の整備が必要であったことから、平成25年に法が成立した。

2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解 《法におけるいじめの定義》

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

《定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

上記の定義から、いじめは以下の二つの態様から考える必要がある。

心理的な影響	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
物理的な影響	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

(2) いじめ対応の構え

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあった（疑いも含む）という認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。

定義はあくまでも法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。具体的には、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努め（「いじめ防止対策推進法に対する付帯決議（抄）平成25年6月19日衆議院文部科学委員会及び同年6月20日衆議院文教科学委員会」）、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることや、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

なお、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導に拠らずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も必要である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

（３） いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。 ※この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児

童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 市におけるいじめの防止等の対策と具体的内容

(1) いじめの防止等に対する市の対策

市は県と協力しつつ、いじめの防止等のため以下の対策を策定し推進する。
また、これに必要な措置を講ずる。

- いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針の策定
- いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- 教育委員会の附属機関「福津市いじめ防止対策審議会」の設置
- 重大事態発生時における「福津市いじめ問題調査委員会」の設置
- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置
- 学校の実施状況の把握
- 関係機関との連携
- 学校における組織等の設置への支援

(2) 対策の具体的内容

① 福津市基本方針（地方いじめ防止基本方針）の策定

市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。その根拠は次の通りである。

いじめ防止対策推進法

《地方いじめ防止基本方針》

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

この場合において、国及び県が当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置が講じられた際には、市としても国や県に準じて見直しを検討する。

② いじめの防止等のための市の組織等の設置

ア 福津市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(7) 設置の根拠

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、福津市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市連絡協議会」という。）を設置する。設置の根拠は次の通りである。

いじめ防止対策推進法

《いじめ問題対策連絡協議会》

第14条第1項 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(4) 市連絡協議会の概要

市はこれまでも「いじめ・不登校支援担当者研修会」「福津市生徒指導連絡協議会」等を定期的に行い、関係機関等との連携を進めてきたところであるが、法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、新たに市連絡協議会を設置する。その構成員は、学校、福津市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）事務局、児童相談所、福岡地方法務局、福岡県警察、その他市教育委員会が必要と認める職能団体や民間団体その他の関係者などとする。なお、市教育委員会は、年度始めに市連絡協議会を招集するものとする。

イ 市教育委員会の附属機関「福津市いじめ防止対策審議会」の設置

いじめの防止対策の促進、重大事態へ対処及び再発防止策を検討するために福津市いじめ防止対策審議会（以下「市審議会」という）を設置するものとする。その構成員は、大学関係者、弁護士、医師等専門的な知識や経験を有する者等の中から、市教育委員会が任命する。設置の根拠は次の通りである。

いじめ防止対策推進法

《いじめ問題対策連絡協議会》

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

ウ 市長の附属機関「福津市いじめ問題調査委員会」の設置

重大事態発生時、調査結果について再調査の必要が認められた場合、市長は、福津市いじめ問題調査委員会（以下「市調査委員会」という。）を招集し、市教育委員会から独立して調査をすることができるようにする。市調査委員会は市長の諮問に応じて調査結果について調査審議し、答申するものとする。設置の根拠は次の通りである。

いじめ防止対策推進法

《学校の設置者又はその設置する学校による対処》

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

以上、いじめ防止等に係る組織及び構成員等を整理すると次のようになる。

組織	目的	構成員	会議等の開催
市連絡協議会	いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る	学校（校長）、市教育委員会（教育部長）、福岡児童相談所、福岡法務局、福岡県警察等	■ 定例 年度始めに1回 ■ 臨時 必要に応じて市教育委員会が招集
市審議会	いじめの防止対策の促進、重大事態へ対処及び再発防止策を検討する	大学教授、弁護士、医師、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等専門的知識や経験を有する者等	■ 定例 年度末に1回 ■ 臨時 重大事態発生時に本組織による調査の必要が認められる場合に、市教育委員会が招集
市調査委員会	重大事態について再調査の必要が認められた場合、市教育委員会から独立して調査をする	大学関係者、弁護士、医師等専門的知識や経験を有する者等	■ 再調査の必要が認められた場合 市長が招集

③ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の把握

市教育委員会の定期学校訪問，市連絡協議会，いじめ・不登校支援連絡協議会等の場において，いじめの問題への各学校の取組状況を把握・共有したり，いじめの防止等への効果的な対策が講じられているかどうかを検討したり，その結果について機会を捉えて周知するとともに，改善に向けた支援を行う。

④ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう，市連絡協議会の果たす役割の充実を図るとともに，既存の「宗像地区学校警察連絡協議会」「福津市要保護児童対策地域連絡協議会」との連携を行い，学校，県・各市町村及び関係機関の連携の強化に努める。

⑤ 学校における組織等の設置に対する支援

市は，学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため，複数の専門的知識を有する者，その他の関係者により構成される「組織」の設置に必要な情報提供や地域内関係機関等との連携体制の構築，県と連携したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による人材の確保や予算措置等の必要な措置を講ずるよう努める。

4 いじめの防止等に関する市の具体的考え方

(1) いじめの防止等に関する教育活動の推進

市は、いじめの防止等の対策のために、①いじめを生まない教育活動の推進、②いじめの早期発見の取組の充実、③早期対応と継続的指導の充実、④インターネットやSNSを利用したいじめへの対応、⑤特に配慮が必要な児童生徒等への特性を踏まえた適切な支援、⑥地域・家庭との積極的連携、⑦関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- 全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ~~○児童生徒に対して、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する正しい理解（人権問題を含む）の促進及び誤った認識や偏見の払拭~~
- 児童生徒が自己有用感や充実感を感じられる授業づくり
- 児童生徒の豊かな情操や道德心の涵養
- 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- 特に配慮が必要な児童生徒への特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童生徒に対しての組織的な指導
- （発達障害を含む、障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒、被災児童生徒、~~新型コロナウイルスに感染した児童生徒及び家族が感染した家庭の児童生徒、医療関係従事者をはじめ、介護や流通など社会基盤を支える様々な仕事に従事している家庭の児童生徒~~）
- 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織としての対応となるための学校いじめ防止基本方針の策定及び対応の徹底
- 学校運営協議会等の場における、いじめの問題についての学校の取組の説明及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する普及啓発

(2) いじめの未然防止のための取組（教職員の共通理解）

~~① 感染症に関する偏見や差別、いじめ等の防止~~

- ~~・児童生徒の指導にあたっては、まず、指導にあたる教職員が新型コロナウイルス感染症や感染症に関する人権問題、ワクチン接種の有無による偏見や差別等について正しく理解しておくことが不可欠であり、公的機関等が公表している資料等を活用して学習する機会をもつなど、職員全体で共通認識を図る。~~

- ~~・児童生徒の中には、保護者や親族等、身近に感染者、濃厚接触者、医療関係従事者や外国からの帰国者等がいることが想定される。教職員の無自覚な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見、いじめ等を生み出す恐れがあることを認識するとともに、個人情報の取扱には十分な配慮が必要であることを留意し、職員全体で共通認識を図る。~~
- ~~・指導にあたっては、これまでの人権学習で取り上げてきたハンセン病等の感染者や外国人、インターネット（SNS）等に関する人権課題の指導例等を踏まえ、それを基盤に新型コロナウイルス感染症を関連付けながら指導する。~~

① 児童生徒が安心して学校生活・家庭生活が送れる環境づくり

児童生徒の言葉や表情、態度等から、本人の状況や人間関係に変化がないか注意深く観察し、きめ細やかな児童生徒理解に努める。

- ~~・感染症等の流行に伴う臨時休業等の措置に伴い、長期間にわたる生活環境の変化がもたらすストレスや不安等によって、児童生徒間のいじめや保護者等による虐待が発生しやすい状況にある、という認識に立って注意深く状況の把握に努める。~~

② 教職員の資質向上（中学校区合同研修会、実践交流会の実施）

~~市では、~~すべての教職員の共通理解を図るために、いじめに係る校内研修の実施やコミュニティ・スクールの観点から、各中学校区の教職員が生徒指導や児童生徒理解及び人権等について、自らの実践を振り返り、互いの実践に学ぶ合同研修会を実施し、その充実を図る。

③ 教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に向けた学校運営支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、地域学校協働活動推進委員（地域コーディネーター）の配置、**部活動の地域移行**、部活動における部活動指導員の導入等、専門性を持つ人材と連携して教育活動を行う体制を充実させていく。また、「校務支援システム」をはじめとする ICT を活用した校務事務効率化、学校運営の改善を支援する。

（３） いじめの早期発見の取組の充実

~~市では、~~いじめの問題は、未然防止とともに、早期に発見し、迅速に且つ適切に対処することが重要であると考え~~る~~。人間関係の些細なトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを積極的に認知した上で、迅速且つ適切に対処することが何よりも重要である。また、担任等が一

人で抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、以下の方策をとる。

方 策	実施主体
県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用	各小・中学校
全児童・生徒を対象とした月 1 回のアンケート調査の実施	
全児童・生徒を対象とした年 2 回以上の無記名アンケートの実施	各小・中学校
教育相談体制の再確認と教育相談の実施（定期及び随時）	
Q・U調査の年 2 回の実施と本調査活用に係る教員研修会の実施	市教育委員会 及び各小中学校
福津市いじめ防止基本方針 H P 掲載 各学校の策定のいじめ防止基本方針 H P 掲載及び入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関への説明	市教育委員会 及び各小中学校
いじめに関する適切な学校評価・教員評価の実施	市教育委員会 及び各小中学校
相談窓口の周知	市教育委員会

~~特に平成 26 年度から全小・中学校に導入している Q・U 調査においては、児童・生徒の実態をより客観的にとらえ、今後の方策に生かすために、第 1 回目の調査結果の分析に係る校内研修の場を夏期休業期間中までに終えることとする。また、市教育委員会は各学校に校務分掌として位置づけられている「Q・U 活用担当者」の資質向上のため、年に 1 回以上、その研修会を行うものとし、夏季休業期間等を利用して、児童生徒の良好な人間関係の構築やコミュニケーションスキル等の向上を目指して、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や SGE（構成的グループエンカウンター）、K-13 法等の校内研修等の実施を促していく。~~

なお、学校いじめ防止基本方針については、H P に掲載し、保護者、地域住民が内容を確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明するものとする。

（４） いじめの早期対応と継続的指導の充実

いじめを認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応することが求められる。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。具体的には以下の方策をとる。

方 策	実施主体
「校内いじめ問題対策委員会」等の月 1 回開催	各小・中学校
出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導	市教育委員会 各小・中学校
インターネットやSNSを通じて行われるいじめに関する内容の周知	
学校だけでは対応が困難な事案に対しての市教育委員会担当者の学校への派遣	
市審議会による調査	市教育委員会
電話やメール等、いじめの通報・相談を受ける窓口の周知	
県との連携によるスクールカウンセラー及びスクールカウンセラー等外部の専門家を配置	
県との連携による、ホットライン 24 相談窓口の周知	

~~なお、学校において、感染症に関連した偏見や差別、不適切な発言等が起こることが懸念されるため、これまでの対応と同様に、「どの学校にも起こりうる」という認識に立ち、事象が起きた場合は、その場で指摘し、正しい人権認識を育むよう児童生徒に指導する必要がある。その際、発達段階に応じて、感染症に関する現時点での正しい知識を教えるとともに、からかいや、差別を受けた人の思いを想像させるなどを通して、感染者やその家族、外国からの帰国者や外国人、特定の地域（国・県・市町村）への偏見をもたないように指導する。このことは、不適切な発言をした当事者の問題にとどまらず、学校が取り組むべき教育課題を提起しているという認識に立ち、必ず管理職や生徒指導及び人権教育担当者に報告し、学校として組織的な取組を推進する。~~

なお、インターネットや SNS などケータイやスマートフォンなどを利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）は、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、児童生徒が行動に移しやすい。また、一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像・動画等の情報を消去することは困難であり、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校・家庭などに多大な被害を与え、深刻な影響を及ぼす可能性がある。インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる取り組みを行い、情報モラルを身に着けさせる指導の充実を図る。

(5) 地域・家庭との積極的連携

市が推進するコミュニティ・スクールの機能の活用をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努める。

- 法に規定された責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるための、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など家庭への啓発活動の推進（県と連携）
- インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のためのいじめに特化したリーフレットを家庭への配布などによる啓発活動の推進（県と連携）
- 情報モラルやインターネット利用のマナー等の向上を図る規範意識育成学習の推進
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進，郷づくり会や企業による地域での見守り活動の推進など，関係団体等と連携した取組の推進
- 入学式等の機会を捉え，保護者に対し，「いじめのサイン発見シート」や「24 時間子ども SOS ダイアル（0120-0-78310）」等の相談窓口の紹介。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法

《学校の設置者又はその設置する学校による対処》

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

○第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

（例）・児童生徒が自殺を企図した場合（疑いを含む）

- ・身体に重大な傷害を負った場合（疑いを含む）
- ・金品等に重大な被害を被った場合（疑いを含む）
- ・精神性の疾患を発症した場合（疑いを含む）

○第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至った（疑いを含む）という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生及び疑いがあるものとして報告・調査等に当たらなければならない。

その際、まずは、保護者の申し立てを受容的態度で傾聴するよう努めることが重要であり、保護者の不安を緩和するよう努める。

さらに、校長は、保護者に対して、相談窓口の教職員の紹介をはじめ、学校の組織体制や調査の方法、事実関係について把握したことを随時伝えることを確認すること。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項

① 市が実施すべき事項

- 重大事態について市教育委員会として調査を行う場合の組織の設置と事実関係の調査（法第28条第1項）
- 市教育委員会として調査を行った場合の関係児童生徒及び保護者への情報提供（法第28条第2項）
- 学校が調査を行う場合は学校の調査への指導・支援（法第28条第3項）
- 重大事態の発生にともなう市長への報告（法第30条第1項）
- 市長による附属機関を設けての再調査（法第30条第2項）
- 市長による調査結果の議会への報告（法第30条第3項）
- 重大事態への対処及び再発防止のための措置（法第30条第5項）

② 学校が実施すべき事項

重大事案に係る調査を学校が行う場合は、以下の内容の実施を求める。

- 学校組織の設置と事実関係の調査（法第28条第1項）

【留意事項】

- ①重大事態（疑いを含む）の確認または、保護者等の申し立てにより認知した場合、校長は、本事案の発生について、全職員に周知すること
- ②校長は、直ちに学校の組織体制を整え、窓口の教職員、調査の仕方、連絡・指示系統等を確認すること
- ③校長は、学校組織で話し合われた内容を全教職員に周知し、全教職員が当事者意識をもって本事案に対応できるよう努めること
- ④校長は、調査で分かった事実関係等について、随時全教職員に周知し、常に指導体制や調査方法の見直し等についての共通理解に努めること

- 学校が調査を行った場合の、関係児童生徒及び保護者への情報提供（法第28条第2項）
- 重大事態の発生にともなう市教育委員会を通じた市長への報告（法第30条第1項）

(3) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）、直ちに市教育委員会に事態発生について報告する。
- 市教育委員会は、学校において重大事態が発生した場合、学校から報告を受け、市長へ事態発生について報告しなければならない。併せて、県教育委員会への報告を行うこととする。
- 市教育委員会又は学校は、事実関係を明確化し事態への対処・再発防止のための調査を行わなければならない。

- 学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- 学校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力しなければならない。

② 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けなければならない。

ア 市における組織と構成員

調査の際に、市教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、法第14条第3項における附属機関である「市審議会」を母体とする。そのために、平時から「市審議会」を設置しておく。

イ 学校における組織

調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。

組織に加える専門家は、市教育委員会や県教育委員会と連携し、当該重大事態の性質に応じて、適切な外部専門家を加える。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。児童生徒への調査においては、上記の内容について、丁寧に聞き取ると同時に、直接、紙媒体に記述させることが重要である。また、教師が聞き取った内容を記録した場合は、その記録内容を直接本人に確認させることも忘れてはならない。

この調査は、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかと向き合おうとする姿勢で、市教育委員会又は学校は、調査組織に対し積極的に資料を提供する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめ防止対策推進法

《学校の設置者又はその設置する学校による対処》

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明をする。この場合には、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。

また、これらの情報の提供に当たって、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮するとともに、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことは行わないものとする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うものとする。

② 調査結果の報告

調査結果について、市立小・中学校に係る調査結果は、市長に報告しなければならない。併せて、県教育委員会に対しても報告するものとする。

①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付する。

(5) 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

① 再調査

いじめ防止対策推進法

(公立の学校による対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(4)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うものとする。

法第30条第2項及び第31条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、市が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めるものとする。

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

「必要な措置」としては、市教育委員会においては、例えば、指導主事の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を行うものとする。

また、市立小・中学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。



福津市いじめ防止基本方針

発 行 福津市教育委員会／平成 2 6 年 4 月策定
平成 3 0 年 5 月改訂
令和元年 5 月一部改訂
令和 2 年 5 月一部改訂
令和 4 年 3 月一部改訂
令和 6 年 5 月一部改訂

編 集 福津市教育委員会 教育部 学校教育課
〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 － 1
TEL 0940-62-5090／FAX 0940-43-9004
URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>
E-mail gakko@city.fukutsu.lg.jp
